

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案 【バーゼル法】の概要

1. 背景

- バーゼル法は、有害廃棄物の環境上不適正な輸出入の防止を目的とするバーゼル条約の国内担保法。
- 平成4年の法制定から約25年が経過し、また、近年、非鉄金属二次資源の国際取引の増大に伴い、輸出・輸入ともに増加。こうした中で、以下のような事象・ニーズが出ている。
- 輸出では、**①雑品スクラップの不適正輸出や輸出先国からの不法取引との通報（シップバック要請）の増加**や**②使用済鉛蓄電池等の輸出先での環境上不適正な取扱い事案が発生**。
- 輸入では、廃電子基板等は、有用な金属を含んでおり、欧州連合等との国際的な資源獲得競争が激化。事業者からは、**③輸入規制による競争上の不利な事業環境を解消すべき**との要望がある。
- 「日本再興戦略2016」においても、本年度中の検討と早期に必要な措置の実施が求められている。

シップバックされた
雑品スクラップ

不適正な輸出
事案が発生



廃電子基板等の
電子部品スクラップ

事業者からは
高い輸入ニーズあり



2. 法律の概要

有害廃棄物等の輸出規制の適正化や再生利用（リサイクル）等目的での有害廃棄物等の輸入規制の緩和を図るため、特定有害廃棄物等の範囲の見直し、輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度の創設による特定有害廃棄物等の輸入手続の緩和等の措置を講ずる。

3. 措置事項の概要

A. 「特定有害廃棄物等」の範囲の見直し（第2条）

- 輸出先国において条約上の有害廃棄物とされている物を、我が国においても特定有害廃棄物等として、輸出承認を要件化**。あわせて、**規制対象物を法的に明確化**。（①）
- 途上国からの再生利用（リサイクル）等に適した廃電子基板等の輸入について、輸入承認を不要とするよう、規制対象物の範囲を見直し**。（③）

B. 特定有害廃棄物等の輸出に係る規制の適正化（第4条）

- 輸出先の環境汚染防止措置について環境大臣が**確認する事項を明確化**。（②）

C. 特定有害廃棄物等の輸入に係る認定制度の創設・輸入手続緩和

- 輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度を創設（第14条～第16条）。認定輸入事業者が、認定再生利用等事業者による再生利用等のために特定有害廃棄物等の輸入を行う際の、**輸入承認を不要**とする（第8条）。（③）

施行期日（予定）： 公布の日から1年6か月以内で政令で定める日